令和４年７月

発行：野洲市農業委員会事務局
TEL　：077-587-6007

令和4年　野洲市農業委員会だより

■ 農業委員会委員

会　長　　　武浪　勘治
職務代理者　前田　美幸枝

（任期：令和２年７月２０日～令和５年７月１９日）

議席番号	氏　名	意見区域	議席番号	氏　名	意見区域
1	清水　稔	中北・江部・上町・下町	14	市木　和雄	前田・小中小路・大中小路・東林寺・山出・妙光寺
2	小森　貴夫	安治・五条	15	飯田　百合子	小堤
3	坂口　茂	南櫻・北櫻	16	白井　嘉嗣	虫生
4	辻川　清太郎	六条・堤・下堤	17	前田　美幸枝	井口
5	島村　平治	小南	18	杉江　保彦	吉地・西河原
6	北脇　広美	八夫	19	岩井　正男	市三宅･久野部･竹生･五之里
7	苗村　善明	北・上屋	20	吉川　久和	吉川
8	辻　清子	菖蒲・喜合	21	青木　徹	比留田
9	東郷　恵子	北比江・乙窪	22	藤岡　いづみ	須原
10	石塚　健一	冨波甲･冨波乙･辻町	23	田中　靖志	木部
11	森　恒仁	桜生･野洲･四ツ家･行畑･縄手･小篠原東部・西部・駅前	24	小森　正人	野田
12	有馬　和夫	小比江・比江	25	井狩　憲一	入町・長島
13	安田　健一	大篠原	26	武浪　勘治	高木

■ 農業組合長

地域の農業組合長を紹介します。

集落名	組合長名	集落名	組合長名	集落名	組合長名
野 洲	立入　三千男	四ツ家	鈴木　市朗	市三宅	北中　良夫
行 畑	竹内　啓治	東 部	田中　豊次	西 部	野﨑　憲三
桜 生	櫻田　英治	久野部	辻川　仁嗣	竹 生	守沢　竹由
山 出	粂川　藤太	東林寺	山藤　良治	前 田	市木　和雄
小中小路	中川　賢次	大中小路	西村　権四郎	妙光寺	川端　繁幸
南 櫻	萩原　誠次	北 櫻	坂口　善己	上 町	中川　太七
下 町	山田　年男	江 部	野村　明一	中 北	清水　稔
北	松野　久和	上 屋	堤　繁男	辻 町	石塚　健一
冨波甲	角　亨	冨波乙	竹内　睦夫	五之里	川﨑　敏和
大篠原	橋部　正道	小 堤	髙谷　誠次	入 町	玉本　邦雄
長 島	三上　勝	高 木	田中　清藏	小 南	加々爪 増男
比 江	角谷　茂	小比江	藺田　孝浩	北比江	橋本　高明
乙 窪	廣瀬　久雄	吉 地	中川　健司	西河原	増田　誠治
比留田	東　謙二	木 部	田中　秀喜	虫 生	白井　己代治
八 夫	北脇　美代次	野 田	河瀬　敬二	五 条	築山　源太郎
安 治	野洲　彰	須 原	冨田　眞至	下 堤	尾塲　半右衛門
堤	野神　好一	井 口	和田　勝行	六 条	辻川　清太郎
吉 川	吉川　久和	菖 蒲	東　昇一		

■こんなときは農業委員会へ許可や届出が必要です。

〇農地を農地のままで権利移動する場合（売買・賃貸借等）

農地法第3条第1項の許可申請

市内農地の権利を取得する場合⇒農業委員会申請・許可

農業経営基盤強化促進法に基づく権利の設定・移転・転貸申出

農用地の利用集積計画申出書を農林水産課へ提出します。

〇自己所有の農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第4条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域　　－農地法第4条第1項第8号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

〇自己用の農業施設（農業用倉庫）に転用する場合＜200 ㎡未満＞

　農地法第４条第１項第９号⇒農業委員会報告・受理書交付

〇権利移動を伴い、農地を農地以外に転用する場合

　市街化調整区域－農地法第５条第１項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

　市街化区域　　－農地法第５条第１項第７号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

〇農地の形状を変更する場合（田畑転換等）

　田畑転換等農地の形状変更届出書⇒農業委員会届出・同意書交付

〇農地を賃貸借の存在期間中に返還

　農地法の許可や農業経営基盤強化促進法に基づく貸借関係を解除する場合

　　　賃貸借関係の解除通知⇒農業委員会へ通知

　個人間で任意に結んだ小作関係を解除する場合

　　　解除の合意書⇒農業委員会へ報告

〇農地を相続した場合

　農地法第3条の3に基づく農地の相続（登記の所有者の変更）⇒農業委員会届出・受理書交付

■農地を荒廃させないために

　農地を耕作しないで適正に管理しないと、雑草が生え隣接する農地等にも影響します。耕作できなければ、定期的な除草等の管理をお願いします。

■農地の違反転用について

　農地を転用（農地以外にすること）するには、農業委員会で手続きが必要です。許可を得ないで転用すると、法律違反になります。また、原状回復（農地にもどす）命令を行う場合があります。

■農業用倉庫について

　農地を宅地にして農業用倉庫を建築するには、様々な手続きが必要です。

　農業用倉庫の建築を計画されている場合、事前に農業委員会にご相談下さい。

■ 農地の賃借料のお知らせ

※10 アール当たりの金額です

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田の部	基盤整備地域	7,274 円	12,000 円	2,500 円	820	全地域（生産調整田（転作田）含む）
	未整備地域	6,425 円	8,000 円	2,000 円	62	全地域（生産調整田（転作田）含む）
畑の部	普通畑	3,946 円	4,800 円	1,680 円	21	全地域（特殊畑を除く）
	特殊畑	9,254 円	15,503 円	4,000 円	21	野洲川地区農地開発区域、吉川字中瀬に存する畑地

＊ サンプルとしたデータは、令和3年1月～令和3年 12 月の農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定された事例を収集したものです。最高額、最低額は、データの平均値±（平均値×70%）を超えるものを除いたデータを対象としています。

※ 農地法第 52 条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安としていただくため、情報提供するものです。本情報は実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃貸料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状等)に合わせて、当事者同士で十分協議して設定して下さい。

■農地中間管理機構をご存知ですか

農地中間管理機構とは「信頼できる農地の中間的受け皿があると人・農地問題の解決を進めやすくなる」との指摘があったことを踏まえて整備されました。
今までは農地の貸人や借人をそれぞれが探す必要があるなど手間がかかることもありましたが、農地中間管理機構では下図のように一括して借受し、農地中間管理機構のルールに従って借受希望者に転貸を行います。

（利用例として）

- ・リタイアするので農地を貸したい。⇒お借りした農地は機構が借受希望者に転貸します。
- ・利用権を交換して分散した農地をまとめたい。⇒関係者がそろって機構に農地の貸付申出をして下さい。機構が借受希望者の使いやすいようまとめて転貸します。
- ・新規就農するので農地を借りたい。⇒機構から農地を借受けることができます。（技術と資金は必要です）などがあります。

（農地中間管理事業）

問い合わせ先　・・・　滋賀県農地中間管理機構　電話　077-523-4123
野洲市農林水産課　電話　077-587-6004
野洲市農業委員会事務局　電話　077-587-6007